

令和5年度第2回平塚市障がい者自立支援協議会こども部会  
医療的ケア児支援分科会次第

令和6年(2024年)1月16日(火)  
10時30分～11時45分  
Web会議

1 あいさつ

2 議題

(1) 今年度の取組状況について ……資料1

(2) 医療的ケア児等コーディネーターの活動報告

こども家庭課から医療的ケア児等コーディネーター配置事業活動実績報告

……資料2

各コーディネーターから報告

【相原コーディネーター(相談支援専門員)】

- ・モニタリング時のニーズ把握について
- ・個別避難計画への協力について

【寺澤コーディネーター(相談支援専門員)】

- ・あんしんネット利用登録協議に参加して

【森コーディネーター(看護職)】

- ・好事例報告

(3) 各機関からの情報共有

こども家庭課から

……資料3

各機関から共有したい事項

【保育課】

保育園での医療的ケア児等の受け入れ準備、進捗状況について

【アグネス園】

令和6年度からの医療的ケア児の受け入れ体制について

【保健福祉事務所】

令和5年度の実態調査結果について

虹の会について

……参考資料1

【障がい福祉課】

基幹相談支援センターについて周知

……参考資料2

あんしんネットについて  
他関係機関・保護者から共有したい事項等

・・・参考資料 3

(4) 次年度の分科会の進め方について  
令和 6 年度年間予定について

・・・資料 4

### 3 その他

以 上

## 現在までの経緯

### 【背景】

- 平成28年6月改正の児童福祉法にて「医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう連絡調整をするための体制整備をするように努めること」と定められた。また「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」が発出され、医療的ケア児支援の協議の場を設置し定期的に開催すること、医療的ケア児等コーディネーター（以下、コーディネーター）という。）を配置することが示された。
- 本市でも、平塚市障がい児福祉計画（第1期）の目標として、平成30年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場を設置することを掲げた。協議の場の設置に向け医療的ケア児の保護者及びサービス提供機関等のニーズ把握（聞き取り調査等）を行った。

### 【平成30年度～令和4年度】

- 平成30年度、平塚市障がい者自立支援協議会こども部会の分科会として、医療的ケア児支援分科会（以下「分科会」という。）を設置した。福祉、保健、医療、教育分野の連携促進を目的に年1回開催し、各機関の支援情報や当事者御家族の意見、国や県の動向等を共有した。
- コーディネーターの配置に向け、令和元年度、障害児通所支援事業所の看護師にコーディネーター養成研修の受講を依頼し、令和2年度に研修を修了した。平塚市障がい児福祉計画（第2期）では、令和5年度末までにコーディネーターを配置することを目標とし、分科会等で、関係機関、当事者御家族の意見をうかがい、コーディネーターの配置に向けて検討を進めた。令和4年度、医療的ケア児等の支援実績がある障害児相談支援事業所の相談支援専門員2名、社会福祉協議会の看護師1名にコーディネーター養成研修の受講を依頼し、令和4年度末にはコーディネーター養成研修修了者が4名となった。

### 【具体的な取り組み】

- ・令和4年9月～：平塚市ケア付き通学支援開始
- ・令和4年12月～：放課後等デイサービスの支給量の上限の見直し（支給量に1日追加支給を可能とした）

## 令和5年度の取組

### 【医療的ケア児等コーディネーターの配置】

- 医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の調整を担うため、令和5年4月にコーディネーターを3名（相談支援専門員2名、看護職1名）配置した。  
※社会福祉協議会のコーディネーター養成研修修了者1名の協力も得て活動。
- 分科会及び作業部会、座談会の実施】
- 分科会は、関係機関との情報共有と連携体制の構築等を目的に年2回実施した。また、作業部会を年2回実施し、コーディネーターの周知と具体的な連携方法等について意見の把握を行うとともに、未就学児の通所先の拡大に向け、関係機関と情報を共有した。
  - ・第1回分科会：令和5年5月19日（金）Web会議  
『自己紹介を通して関係機関の役割や取組を共有、当事者御家族の意見等を把握』
  - ・作業部会：第1回令和5年6月16日（金）・第2回11月6日（月）  
『コーディネーターの運用について関係機関の意見を把握、未就学児の通所先について共有』
  - ・第1回座談会：令和5年9月27日（水）Web会議  
『当事者御家族の意見等の把握、市の対応状況の共有』  
(意見等：災害対策…保護者の意見等に対し担当課から現状説明、保護者交流会の開催希望、意見・要望等、対応、検討事項の進捗確認)

### 【福祉サービスの利用推進】

- 放課後等デイサービスの支給量の上限を増やした。  
(令和6年1月～：医療的ケア児等の常時介助が必要な児への支給を最大月23日に変更)
- 医療的ケア児等相談台帳の整備】
- 医療的ケア児等の支援推進のための基本情報として、こども家庭課で把握する医療的ケア児等の情報を相談台帳へ登録した。今後は、コーディネーターが把握・相談し、同意が得られた医療的ケア児等を登録、こども家庭課で管理し支援に役立てる。
- 【ニーズの把握と検討事項の整理】
- 令和4年12月：医療的ケア児等の御家庭を対象に入浴に関するアンケートを実施した。
- 令和5年11月：平塚保健福祉事務所主催で未就学児のニーズ調査を実施し（市と共同実施）、調査結果を得た。  
コーディネーターが相談支援専門員として対応中の当事者御家族へのニーズ把握を実施した。
- 今までに寄せられた当事者御家族や関係機関からの意見・要望及び対応状況をもとに検討事項を整理した。

### 【こども家庭課で把握する医療的ケア児等（医療的ケア児及び重症心身障害児）の人数】

- ・令和5年10月時点：未就学児5名、小学生16名、中学生10名、高校生11名、計42名。

## 令和6年度の方向性

- 分科会を年2回実施。令和5年度に整理した検討事項の中で対応が進んだ事項を共有する。また、座談会やコーディネーターの活動等を通し、当事者御家族の意見やニーズ等を把握し、関係機関の意見等を踏まえ検討事項を再度整理し、共有する。
- 作業部会及び個別会議は、必要時開催する。
- 関係機関と連携を深めるとともに保護者等が相談しやすい環境をつくり、コーディネーターの活動を推進する。

1 個別支援について

- ・医療的ケア児等コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）は、医療的ケアが必要なお子様及び重症心身障害の認定を受けているお子様（以下、「医療的ケア児等」という。）の御家族等からの相談を受け、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援を調整する役割を担っています。  
主に当事者御家族からの相談とそれに伴う関係機関連携をコーディネーター（相談支援専門員）2名が対応し、コーディネーター（看護職）1名と協力し医療面の相談にも対応しています。
- ・相談事項対応後や相談支援事業所・訪問看護ステーションなどにつながった場合は、関係機関を後方的に支援します。

(1) 対応件数 (延数)

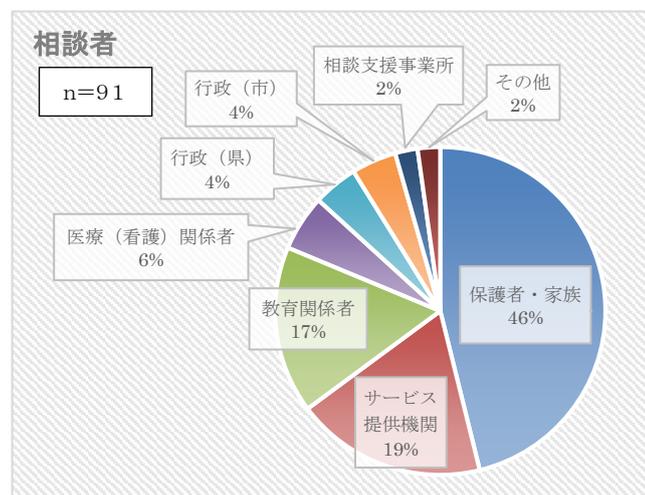
相談方法	件数
来所相談	14
電話相談	102
訪問相談	5
同行(病院・施設等)	4
電子メール等	21
その他	1
カンファレンスへの参加	3
合計	150

(2) 年齢区分ごとの実人数

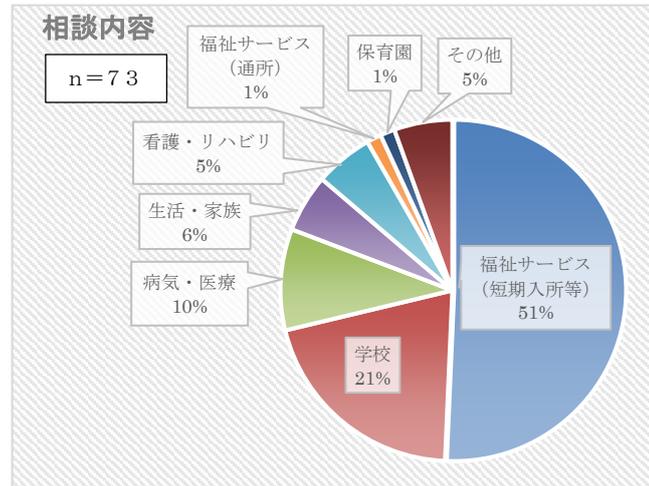
	新規	継続	計
未就学児	2	3	5
小学生	5	13	18
中学生	1	5	6
高校生	5	26	31
合計	13	47	60

- ・相談件数は、3名のコーディネーター合計で、60名（重複あり）、延べ150件の相談を受けました。
- ・対象児の年齢区分は、高校生が一番多く、次に小学生となっています。
- ・相談方法は、電話相談以外にも、電子メールや家庭訪問など、御家族の希望等を踏まえ、様々な方法で対応しました。
- ・カンファレンスに参加し、関係機関と連携を図り支援について協議しました。

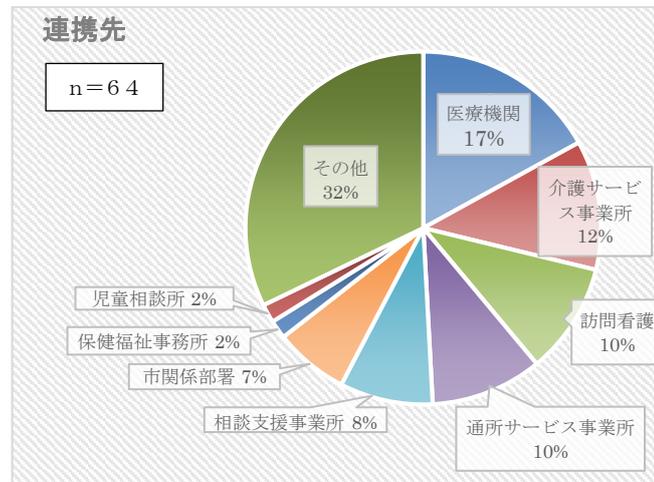
(3) 相談者 (延べ)



#### (4) 相談内容 (延べ)



#### (5) 連携先 (複数回答あり)



##### 【相談者及び相談内容の傾向】

- ・相談者は、「保護者・家族」が半数近くを占めており、次いで「サービス提供機関」、「教育関係者」となっています。
- ・相談内容は、「福祉サービス (短期入所等)」が一番多く、次いで「学校」、「病気・医療」となっています。
- ・相談内容に応じ関係機関と連携を図り対応していますが、その他の割合が32%であり、連携先が多岐に渡っていることがうかがえます。

## 2 地域支援について

### (1) ネットワークづくり

- ・コーディネーターは、当事者・御家族を必要な医療・福祉・教育などの関係機関につなぐ役割を担います。まずは御家族や関係機関にコーディネーターの存在や役割を把握してもらうため、分科会や作業部会、座談会等において、コーディネーターの役割等を周知するとともに、御意見をいただきました。
- ・湘南西部障害保健福祉圏域のコーディネーター会議等に参加し、他市町のコーディネーターや関係機関との連携体制の構築と、近隣の社会資源などの把握を行いました。
- ・社会資源の活用等に向け関係機関との連絡会議に参加しました。

### (2) 検討事項の把握と提起

- ・相談対応や座談会、関係機関との連携の中でコーディネーターが把握した検討事項及び市が把握する検討事項をコーディネーター連絡会で協議・整理し、分科会で共有。
- ・コーディネーターが関わり、相談者の状況を勘案し、新たなサービス利用につながる例もありました。
- ・保育園で新たに医療的ケア児を受け入れるための体制整備等について、コーディネーター (看護職) が協力しました。

【保護者や関係者からの意見】

【令和5年12月までの医療的ケア児支援の対応】

【継続的な検討事項】

**障害児通所支援**

- ①子どもの障害程度を踏まえた支給決定になっておらず、他市と比べて放課後等デイサービスの支給量が少ない。
- ②保護者の就労だけでなく、きょうだい児対応等、家族支援としての利用も必要。
- ③医療的ケア児等が通える事業所が少ない。“送迎がない”など、サービス提供内容の課題もあり、選択肢が少ない。
- ④事業所側では看護師確保と送迎の課題があり、一日に一定数以上の受け入れができない。制度上の課題もある。

- 医療的ケア児及び重症心身障害児の支給量の上限を増やした。(令和4年12月～支給量+1日、令和6年1月～最大月23日)  
※常時介助が必要であることを踏まえ、支給量を増やした。
- 事業所の受入れ枠拡大と新規事業所開設により、選択肢が増えた。(看護師の確保と送迎の課題も選択肢が増えたことにより緩和)  
※分科会で課題を共有し、令和5年4月～事業所が受入れ人数を拡大した。

**居宅介護**

- ①近隣市町では年齢問わず利用できる居宅介護等の福祉サービスが平塚市では、15歳未満は利用できない(入浴の場合)。
- ②子育ての範囲での対応を求められ、福祉サービスが利用しにくかった。

- 居宅介護について、本人や家族等の状況を勘案し支給しているが、15歳未満は利用できないとの誤解を与えていた。令和5年5月の分科会で、正しい情報提供を行った。

**入浴支援**

- ①福祉サービスでの入浴支援が必要。
- ②居宅介護、訪問入浴サービス等、年齢問わず、入浴に係る福祉サービスを利用したい。入浴方法の選択肢があるとよい。

- 令和4年度、アンケート調査を実施し、入浴についての保護者ニーズを把握した。
- 放課後等デイサービス事業所が入浴支援を開始。また、入浴可能な事業所が新たに開設し、放課後等デイサービスでの入浴が可能となり、選択肢が広がった。(令和5年度～)。

**短期入所等**

- ①短期入所先が少ない。緊急時に利用できない。
- ②短期入所の予約が入りにくい。レスパイトできない。
- ③在宅レスパイトの実現を望む(家族の負担軽減手段が少ない)。
- ④短期入所利用時に持参する荷物が多く負担である。

- 短期入所以外の家族の負担を軽減する方法の充実(放課後等デイサービスの支給量の増量)
- 新たな短期入所先として、所管課及び医療的ケア児等コーディネーターとともに『あんしんネット』(対象：概ね15歳以上)の利用にむけた調整を行い、登録に繋がった。

**移行成人**

- ①高校卒業後の通所先(福祉サービス)の不安がある。
- ②大人のサービスも含めて、計画的な体制の構築が必要である。

関係機関全体でニーズ把握・情報共有

**福祉用具**

- ①日常生活用具給付の拡充を希望する(予備の吸引器の補助やエアーマット補助の増額があるとよい)。

発電機・バッテリーについては今年度も当局に要求済

**その他**

- ①状況変化がなくても、手帳の手続きなどが定期的に必要で負担。
- ②保護者自身の健康管理が後回しになってしまう。
- ③障害者手帳が取得できないために、福祉制度が利用できず、交通費等の負担が積み重なっている。

- 保護者の負担軽減や自身の健康管理等の時間の確保に繋がるよう、放課後等デイサービスの支給量を増やした。
- 相談者の困りごとを具体的に捉え、各機関で相談対応するが、他機関調整が必要な場合(窓口が不明瞭な場合等)は特にコーディネーターが関わり相談する等支援体制を検討する。

・住み慣れた地域でのサービス拡充  
・選択するための適切な情報提供  
  
(障がい福祉課と連携)

【保護者や関係者からの意見】

【令和5年12月までの医療的ケア児支援の対応】

【継続的な検討事項】

市の相談体制

- ①ニーズ把握ができていない。ニーズ把握の方法が定まっていない。
- ②意見・要望等の取扱いや対応状況が不明確。管理ができていない。対応状況が見えない。
- ③意見・要望等をデータ化して管理し、優先度の高い課題から対応してほしい。
- ④データ化した意見・要望等を共有し、協議の場で検討したい。
- ⑤市職員にはサービスを自ら進んで検討を進めてほしいが、自ら進めようという姿勢が見えない。

- 保健福祉事務所から未就学児のニーズ把握調査結果を得た。
- 関わりのある医療的ケア児等について、医療的ケア児等コーディネーターがニーズを把握。
- 意見・要望等を一覧表にまとめ、一つずつ対応状況を確認、課題を整理した。
- 意見・要望一覧表を医療的ケア児等コーディネーターと共有。課題整理表（意見・要望等、対応、検討事項）を作成。
- 市職員に求められている姿勢について、担当内で意見を共有。当事者目線の対応に努めていく。

全数把握した結果を捉え、退院後の支援等、切れ目のない支援を提供する体制づくりを整えていく。  
(保健福祉事務所・健康課と連携)

医療的ケア児等  
コーディネーター

- ①窓口が一本化されておらず調整役もいないため、保護者が相談内容ごとに関係機関に連絡・調整をする負担がある。
- ②令和5年4月から、医療的ケア児等コーディネーターを配置したが、具体的な役割や関係機関との役割分担が定まっていない。圏域コーディネーターと調整が必要なところもある。
- ③保護者が医療的ケア児等コーディネーターに相談しやすい体制づくりが必要（交流会による顔合わせ、ディスカッションの場の設定など）
- ④医療的ケア児等コーディネーターが、サービス利用前の段階から成人期まで継続的に支援できる体制になるとよい。

- 令和5年4月から医療的ケア児等コーディネーターを3名配置した。
- 分科会や作業部会で医療的ケア児等コーディネーターを周知し、活動のイメージを共有し、意見をもらった。
- 当事者家族に医療的ケア児等コーディネーター配置を周知した。

好事例  
医療的ケア児等コーディネーターの関わりにより、居宅訪問型児童発達支援の利用希望が上がり、市と連携の上、サービス利用に繋がった。

・医療的ケア児等コーディネーターの実績を評価した上で今後の役割を検討していく。  
・医療的ケア児等コーディネーターに相談しやすい体制づくり（当事者家族とのつながり方の検討）

分科会

- ①分科会等で多くの保護者の意見を、定期的に把握する仕組みを作してほしい。
- ②地域全体として医療的ケアが必要な子たちの理解を深めることが必要だが、具体的な取り組みができていない。

- 令和5年度は分科会と座談会を年2回ずつ計画し、当事者家族に周知・参加を募った。分科会の議事録を市Webで公開した。
- 分科会において、当事者家族の意見及び関係機関の状況を共有した。作業部会で医療的ケア児等コーディネーターの活用と就学児の通所先の拡大に向けた情報共有等を行った。

・引き続き分科会や座談会をとおし共有していく。

保護者交流  
情報の獲得

- ①当事者家族等が求める情報が、気軽に獲得できない。情報が少ない。
- ②保護者同士が交流できる（情報交換できる）場が少ない。
- ③市（くれよん）が実施するきらきらサロンがあるが周知不足。駐車場もなく利用しにくい。

- 令和4年度、市Webに医療的ケア児等支援の情報を掲載した。
- 医療的ケア児家族会等の周知。
- きらきらサロンの積極的な周知と環境整備（駐車場のある会場に変更し参加しやすい環境を整えた）。

・当事者家族に対する支援や社会資源情報の提供、情報の蓄積と更新  
・当事者家族の交流の場の実施内容やあり方を検討していく。  
(保健福祉事務所と連携)

【保護者や関係者からの意見】

【令和5年12月までの医療的ケア児支援の対応】

【継続的な検討事項】

教育

- ①就学先の選択にかかる不安があり、早めの情報収集を希望する。
- ②医療的ケアの導入時や通学時など、保護者対応が必要な場合があった。医療的ケア導入や変更にかかる時間がかかっている。
- ③積極的な教育支援の取組を推進してほしい。
- ④安全な医療的ケアの提供。学校側には、看護師確保の課題がある。
- ⑤学校の支援や取組について共有したい。

関係機関・部署と意見を共有

- 令和4年9月～平塚市ケア付き通学支援事業の開始  
※令和4年度～神奈川県立特別支援学校における医療的ケア児通学支援事業開始)

- ・当事者家族の不安が軽減し、主体的に検討できるための情報提供
- ・支援の充実に向け、子ども教育相談センター等関係機関と情報の共有と連携

- ・看護師確保と人材育成

未就学児の通所先

- ①医療的ケアを提供できる未就学児の通所先が少ない。
- ②保護者の就労を支援する社会資源がない。
- ③看護師の確保と人材育成の必要性がある。

- 保育園や児童発達支援センターでの医療的ケア児の受入れに向け、作業部会等で制度構築や体制整備の参考になるように関係機関で情報共有。

- ・保育園及び児童発達支援センターでの医療的ケア児の受入れ  
(保育課等関係機関と連携)

医療

- ①医療材料の処方や受け取りなど、医療的ケアに伴う課題がある。
- ②日常的に医療的ケアを実施する保護者の負担が大きい。
- ③リハビリのニーズは大きいですが、提供体制の課題や制度上の利用のしにくさがある。
- ④小児科（こども病院）から成人医療への移行に関して、医療機関の情報が少なく移行時の不安がある。

関係機関・部署と意見を共有

- ・医療的ケア児等コーディネーター等が医療機関等と連携を図り、当事者家族が相談しやすい体制をつくる

災害対策

- ①発災時の避難等について不安がある
  - ・実際に避難できる場所があるか。
  - ・避難行動要支援者登録が、発災時の確実な支援につながるか。
  - ・個別避難計画はどうしたら作成してもらえるか。
  - ・在宅避難者の状況や福祉避難所利用ニーズはどのように把握する計画か。
- ②発災後、速やかな福祉避難所の開設を望む。
- ③災害対策課や地域の防災関係者に、医療的ケア児等の理解を深めてもらい、対策を検討してほしい。
  - ・ディスカッション等を通して、医ケア児の実態や家族の思いを把握してほしい。
  - ・防災関係者と当事者家族と一緒に、避難所運営ゲーム（HUG）を行いたい。
- ④電源確保の不安がある。
  - ・発電機を備蓄しているが、発電機の中には、音が大きく一般家庭での使用には向かない場合もある。

- 令和3年度に担当部署の職員を講師として、医ケア児等の保護者を対象として災害対策勉強会を実施した。
- 令和5年9月の座談会に担当部署の職員に参加してもらい、当事者家族と担当部署がつながるように調整した。
- 個別避難計画のモデルケース作成協力を行った。

- ・平常時に自助、共助の体制を整える
- ・当事者や家族と災害対策にかかる関係者との情報共有を災害対策課・避難行動要支援者班中心に深める
- ・福祉専門職の協力を得る調整
- ・災害時の電源確保

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月
医療的ケア児支援分科会 (Web会議) 年2回		下旬 AM								下旬 AM		
作業部会	← 必要時 →											
個別会議	← 必要時 →											
座談会 (対面実施を予定) 原則年2回				初旬 AM							中旬 AM	

# にじの会

みんなで楽しく  
おはなし  
しませんか☕

## 【対象】

平塚市、大磯町、二宮町に  
お住いで、重症心身障害の認定を  
受けているまたは受ける予定の  
お子さん・ご家族

## 【場所】

平塚保健福祉事務所  
3階 大会議室  
(平塚市豊原町6-21)

## 【日程】

令和6年 3月 7日(木)  
10:30~12:00

先輩ママさんと  
医療的ケア児等  
コーディネー  
ターの方もい  
らっしゃいます。

## 【内容】

- ・先輩ママの体験談
- ・みんなで☕  
お茶を飲みながら  
のフリートーク

## 【参加方法】

会場参加 または オンライン(Zoom)

【申込み方法】 メールまたは電話

✉ メールで申込み  
二次元バーコードを  
読み込むとメール送信  
画面になります➡



☎ 電話で申込み  
平塚保健福祉事務所 保健福祉課  
保健師までお電話ください。  
☎ 0463-32-0130(内線267)

## 【持ち物】

- ・参加される方の飲み物
- ・(お子さんが参加される方は)  
お子さんに必要な物

## 【申込締め切り】

令和6年  
2月22日(木)



問合せ先

神奈川県平塚保健福祉事務所 保健福祉課 ☎0463-32-0130(内線267)

# 平塚市障がい者基幹相談支援センター

平塚市の障がい相談支援の中核として、障がい等の種別によらない総合的な相談受付や、支援上の悩みを抱えた事業所に対して、支援を行います。3つの委託相談支援事業所と連携をしながら平塚市が運営します。

Q. どんな相談が出来るの？

A. 様々な悩みやお困りごと、まずはご相談ください。必要に応じて、専門的な相談機関と連携して支援を行います。



Q. 私の支援はこれでいいのかなあ？  
支援の振り返りや話を聞いてほしい。

A. 支援者を支援することも基幹相談支援センターの役割です。福祉の仕事は孤独と言われがち。一緒に考えましょう。



Q. いつから始まるの？

A. 令和6年1月11日からです。

## お気軽に基幹相談支援センターにご相談を

### 平塚市障がい者基幹相談支援センター

平塚市役所1階 障がい福祉課 平塚市浅間町9番1号 0463-21-8774

#### 【3つの委託相談支援事業所】

しせん相談室ひらつか	平塚市中原2-11-35 1F	0463-37-1776	(主に身体障がい)
サンシティひらつか	平塚市浅間町2-20	0463-37-1622	(主に知的障がい)
ほっとステーション平塚	平塚市老松町2-19 読売高野ビル5F	0463-25-2728	(主に精神障がい)

# 基幹相談支援センターの機能紹介

## 障がいのある方 ご家族への支援

障がいの種別や年齢によらない総合的な相談窓口を開設します。相談はしたいけど、どこにいけばいいのかわからないという悩みに対し、まずは相談を受け止めます。

## 地域の体制づくり

自立支援協議会を活用し、地域課題の発見と解決に取り組みます。また、障がい者の地域移行・地域定着を進めていくための体制整備、仕組みづくりを行っていきます。

## 地域の相談支援体制の強化

計画相談支援連絡会を定期的で開催し、研修や事例検討を通して相談支援専門員のスキルアップを図ります。また、相談支援事業所への訪問等を実施し、顔がみえる関係性づくりを行います。

## 支援者に向けた支援

支援がうまくいかない、他機関と調整したいけどどうすればいいかわからない。そんな悩みはありませんか？市と委託相談支援事業所が連携して一緒に考えます。



# 湘南西部圏域障がい福祉サービス地拠点事業所配置事業

## (あんしんネット)について

### 事業概要

湘南西部圏域の3市3町(平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町・中井町「以下、市町」)が連携して支援体制を強化することで、特別な支援が必要な方や緊急的な支援が必要な方が、地域で安心して暮らせるよう生活をサポートする制度。

具体的には、神奈川県及び3市3町による補助金を活用して、「社会福祉法人至泉会 ソーレ平塚」に常時看護師等を配置することで、重症心身障害者や医療的ケアが必要な方など、他の事業所では受入れが困難な方々に対し、短期入所サービスを提供しています。

### 対象者

在宅の重症心身障害児者、遷延性意識障害者、高次脳機能障害者、行動障害を有する等であって、市町村及び自立支援協議会等で通常のサービス事業者では対応が困難であると認めたもの。

### 利用条件

- ・市町より「障害福祉サービス受給者証(短期入所)」の交付を受けていること
- ・他に短期入所で受入れ可能な事業所がないこと(療養介護、医療型短期入所は除く)
- ・市町及び湘南西部圏域あんしんネット支援協議会において承認を得ている(または得る)こと。
- ・ソーレ平塚と短期入所利用契約を結んでいること

### 人員配置

- ・生活支援員 1名 ・看護師 1名
- 原則24時間365日受入れ可能体制を維持しています。

### 利用定員

- ・短期入所用居室6部屋のうち2部屋があんしんネット対象者用となっています。

### 湘南西部圏域あんしんネット支援協議会とは

- ・ソーレ平塚,3市3町,神奈川県障害サービス課,圏域自立支援協議会事務局(圏域ナビ 丹沢自律生活支援センター)で構成
- ・事務局は平塚市障がい福祉課
- ・利用対象者の選定や、支援体制の検討を行っています。
- ・年3~4回開催(予定)

## あんしんネット利用までの流れ

①通常の流れ	②緊急時等、協議会を待てない場合の流れ
利用希望者や事業所等から市町もしくはソーレ平塚へ登録の相談 ↓ 市町とソーレ平塚で利用可否の確認 市町：利用要件の確認 ※どちらが先でも可 ソーレ：利用者面接等により受入れが可能か確認(障がい特性・医療的ケアなど) ↓ 利用希望者は市町にあんしんネット利用申込み ↓ 市町から協議会にかけ、了承を得る ↓ 市町にサービス支給申請を行い、短期入所の支給決定を受ける ↓ 本人とソーレが短期入所契約 ↓ ★利用開始(必要に応じてお試してから) ソーレ平塚から市町に報告(契約時点)	利用希望者や事業所等から市町もしくはソーレ平塚へ登録の相談 ↓ 市町とソーレ平塚で利用可否の確認 市町：利用要件の確認 ※どちらが先でも可 ソーレ：利用者面接等により受入れが可能か確認(障がい特性・医療的ケアなど) ↓ 利用希望者は市町にあんしんネット利用申込みとサービス支給申請を行い、短期入所の支給決定を受ける ↓ 本人とソーレが短期入所契約 ↓ ★利用開始(必要に応じてお試してから) ソーレ平塚から市町に報告(契約時点) ↓ 市町が協議会で報告し、事後承認

### 相談支援事業所の皆様へ

- あんしんネットの制度は平成23年度よりスタートしましたが、この制度を知らない方も多くいらっしゃいます。身近に受入れ先の事業所がなく困っている方がいらっしゃいましたらぜひご紹介ください。
- もしものとき、緊急時の受入れを行うためには、普段からその方の障がい特性を把握しておく必要があります。予めあんしんネットに登録をして、定期的に利用しておくことで、緊急時の受入先を作ることが出来ます。(利用者の費用負担は通常の短期入所と同様ですので、登録自体にデメリットはありません)
- 令和5年度から医療的ケア児の受入れも視野に入れて活動しています。施設自体は成人向けのため、ケースバイケースとなりますが、特に15歳～18歳のお子様について、ご検討ください。

この場合って使えるのかな・・・？迷ったときはご相談を！

湘南西部圏域あんしんネット支援協議会  
 平塚市担当 障がい福祉課 西谷・麻野